

各位

会社名 株式会社シーエーシー
代表者名 代表取締役社長 島田俊夫
(証券コード 4725 東証1部)
問合せ先 取締役兼執行役員 酒匂明彦
責任者 経営統括本部長
(電話 03-6667-8000)

濫用的企業買収への対応方針(買収防衛策)の導入決定について

本日開催された当社第40回定時株主総会において、濫用的企業買収への対応方針が原案のとおり承認可決されました。これを受けて当社は、同日開催の取締役会において、本方針を導入することを決議しました。

また同取締役会において、本方針に関する特別委員会の委員長および委員の選任を決議し、その全員が就任いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、今回決議された本方針の内容については、本年2月14日に開示いたしました「濫用的企業買収への対応方針について」(添付資料)から変更はありません。

以上

別紙：「特別委員会構成について」

添付資料：「濫用的企業買収への対応について」
(2006年2月14日、株式会社シーエーシー)

(別紙)

特別委員会構成について

記

(委員長)

花田光世 / 慶應義塾大学教授、当社社外取締役

(委員)

伊藤良二 / 慶應義塾大学教授

岸本義之 / ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 ディレクター・オブ・ストラテジー

藤谷護人 / 弁護士法人 エルティ総合法律事務所 所長弁護士、当社社外監査役

佐々木典夫 / 当社社外監査役

すべて敬称略

以上

各位

会社名 株式会社シーエーシー
代表者名 代表取締役社長 島田俊夫
(証券コード 4725 東証1部)
問合せ先 取締役兼執行役員 酒匂明彦
責任者 経営統括本部長
(電話 03-6667-8000)

濫用的企業買収への対応方針について

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年3月30日開催予定の当社第40回定時株主総会（以下「今次定時株主総会」といいます）に以下のとおり濫用的企業買収への対応方針について付議することを決議しましたので、お知らせします。

当社は、これまで、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を為そうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます）が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様に必要な情報が提供され、不適切な買収を防止して企業価値の向上に資することになるとの観点から、大規模買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます）の導入を検討しておりましたが、その導入に際しては、株主の皆様のご意見を広く反映させることが適切であると判断いたしました。そこで、今次定時株主総会において、本対応方針を付議するものであります。

本議案が承認された場合には、今次定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、本対応方針の導入を決議する予定です。

なお、本議案の今次定時株主総会への提案に関しましては、社外取締役1名を含む取締役8名全員および社外監査役2名を含む監査役4名全員が同意しております。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（証券取引法第27条の2第3第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）または買付け等（証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（証券取引法第27条の2第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）および特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

1．本対応方針導入の目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の御判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆様に提供される必要があると考えます。そのように考える理由は以下のとおりです。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などの IT サービスを主たる事業としており、その特長は定型的なサービスを多数の顧客企業に提供するのではなく、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供していることです。その結果として特定の企業ならびにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価を頂き、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様に適切に判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界と言う切り口での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆様の利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

当社は、このような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定します。

2．大規模買付ルールの内容

(1) 当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆様および取締役会の判断のために十分な情報(以下「本件必要情報」といいます)を提供するものとします。その内容は以下の通りです。

当該買付者の概要(当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます)

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の取得対価の算定根拠

買付資金の存在を根拠づける資料

当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとします。

当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供していただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結

果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実および当社取締役会に提供された本件必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日(買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合)または90日(その他の場合)以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間(以下「取締役会検討期間」といいます)とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見をとりまとめ公表します。

3. 対応

(1) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則として3(2) および3(2) に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆様の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合(例えば、真に経営参加する意思がなく、株価を一時的に釣り上げて高値で転売する目的である場合、当社の顧客基盤その他経営資源を当該買付者に移転するなどいわゆる焦土化が目的である場合、経営資源の売却等によって一時的な高配当により株価を一時的に釣り上げて高値で転売する目的である場合など)は、株主の皆様の利益を守るために、3(2) および3(2) に記載した対抗措置をとる場合があります。

(2) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆様の利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

株主割当による新株予約権の発行

ア. 新株予約権の割り当てを受ける者および割り当てる新株予約権の数

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てます。

イ. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株とします。

ウ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は 3,000 万株を上限として、取締役会が定める数とします。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがあります。

エ．新株予約権の発行価額

無償とします。

オ．各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は 1 円以上で取締役会が定める額とします。

カ．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。

キ．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。

株式分割

一定の基準日現在の株主に対し、株式分割 1 回につき当社株式 1 株を最大 5 株にする範囲内で決定される分割比率をもって割り当てます。

その他の対抗策

および によることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものとします。

(3) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役ならびに必要なに応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、3(2) および 3(2) に記載した対抗措置をとるか否か及び対抗措置の解除その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実に行われるようにします。なお、特別委員会の概要は、別紙の通りです。

(4) 本対応方針の見直しおよび有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものとします。

また、本対応方針の有効期間は当社の第 41 回定時株主総会終結の時までとします。

4．発動時に株主・投資者に与える影響等

(1) 発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令および証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をします（但し、株主の皆様が以下(2)の手続に従うことを前提とします）。

(2) 発動に伴って必要となる株主の手続

対抗措置を講じる場合に株主の皆様は、以下の手続をとらない場合は株式持分の希釈化の不利
益を受けます。

(新株予約権の発行の場合)

別途公告する基準日までに名義書換を完了し、引受に関わる意思表示と行使手続(行使価額相
当額の払込等)を行っていただく必要があります。

(株式分割の場合)

別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。

以 上

(別紙)

特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

(1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選定にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者等から選任するものとする。

(任期)

委員の任期は、社外取締役または社外監査役である委員はその取締役又は監査役としての任期と同じとし、社外有識者である委員は選任後2年とする。

(役割)

特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

(1) 買収への対抗措置として、新株予約権発行または株式分割を行うこと

(2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の消却、発行中止、または株式分割の中止をすること

(3) 前二号に準じる重要な事項

(4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項

尚、特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

以上